

(化学実験室等)

第 26 条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第 29 条、第 30 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 30 条の 4 第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

化学実験室等においては実験、研究のため種々の危険物等の実験材料が取り扱われ、特に危険物等の格納方法が雑然としていること、実験室等の管理が行き届きにくいこと等の例が多く見られ、そのため危険物等の取扱い中に爆発、火災を引き起こした災害例が少なくないので、火災予防上特に必要とする措置として守られるべき事項を総括的に定めたものである。

例えば、パラフィンのオイルバスを使用して加熱実験等を行う場合、パラフィンのような物品は、一定の温度以上に加熱することにより可燃性の蒸気を発生するため、火災予防上きわめて危険なものといえる。

したがって、このような物品を一定の温度以上に加熱する場合においては、火粉の飛散、火炎の伸長等引火の誘引をなすことを極力防止するとともに、加熱されている物品そのものがあふれて直接火と接触することを防ぐ措置が講じられなければならない。

- 2 「化学実験室」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。

「これに類する物品」とは、条例別表第 3 に掲げる指定可燃物、高圧ガス、爆発生物質及び他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある物品をいう。

- 3 「火災予防上必要な措置」とは、次の(1)から(7)までに示すことをいう。

- (1) 取扱位置は第 17 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの例によること。
- (2) 加熱の状況によっては第 2 条第 2 項第 5 号の例によること。
- (3) 適切な消火の準備をすること。
- (4) 暴走反応等爆発危険のある反応実験等を実施する場合は、事前に実験の緊急停止方法等を明記した作業マニュアルを作成し、作業員等に周知徹底を図ること。
- (5) 実験室等には、作業に必要な最小限度の危険物等を小出し容器等で取り扱うほか、不必要な危険物等を持ち込まないこと。
- (6) 作業終了後は危険物等の後始末を確実にに行い、容器の密栓状態を確認すること。
- (7) 実験室等には、危険物等の貯蔵、取扱いに関する注意事項を記載した掲示板等を掲示すること。